

出題分析		
試験時間 120分	配点 学部により異なる	大問数 3題
分量(昨年比較) [減少 同程度 増加]	難易度変化(昨年本試比較)[易化 同程度 難化]	
<p>【講評】</p> <p>大問1が古代から近世への横断的問題、大問2が近代、大問3が近代から近現代(一部近世も含む)という問題構成であった。この点から見ると2021年の本試にかなり似通った構成であるが、一橋日本史の大問1は「古代～近世」、「近世のみ」を比較的交互に出題している傾向があり、傾向からして2022年の本試の大問1は近世のみで突っ込んだ問題が出題されても何らおかしくない。今回のオープン模試はかなり史料の量が膨大であったという印象を受けた受験生が多かったのではないかと。また、一橋日本史は史料があったとしても東大日本史とは異なり史料読み取りの問題はほとんどない(2009年問6・1993年問1、のみ)イメージであるが、今回の模試では大問1の問2、大問3の問3・問4のように3つも出題されている。これは、共通テストを意識したかなり攻めた問題構成であると思うが、本試が今後このような傾向になるのかは疑問である。加えて、大問3には2020年の本試で初めて出題された「絵」が掲載された。大問3の問1はそれを踏まえたものではあるが、「絵」から読み取れるものは問題に明示してあり、ほとんど「絵」の存在意義は皆無に等しい。これは「絵」の出題は受験生が読み取れるものが千差万別であるために、模試では画一的な採点の都合上、読み取れるものを明示せざるをえなかったからであろう。本番では、読み取れるものが何ら明示してない2020年の大問1のように、「出題者の意図を汲み取る想像力」も必要である。全体的には鬼問は無く、特に大問2に関しては典型的な外交史に見えるものの、全体的に過去問の問題をそのまま引用できるような単純なものは少なく、その視点を変えた問い方が多かったために、過去問に固執せずに日本史について盤石な知識がある受験生とそれ以外の受験生をふるいにかけるのに適した問題構成ではないかと考える。特に、過去問を進めるのに手いっぱいな現役生にとってはかなりしんどい模試であったと思う(大問2の問3の赤い鳥に関しては直近の2019年の類題で救われたと思う)。また、大問3に近世の寺子屋の出題がなされたことも新傾向。大問1から大問3にかけて、突出して容易な大問が無く、どれも重めの問題がバランスよく含まれている。大問1は古代から近世にかけての政治法制史・社会経済史に関するバランスの取れた問題であり、問3については過去の本試の出題が役に立ち(年代は古い)、問2に関しては史料読み取りを含む問いかけがなされた。過去問とは視点が異なるものの、鎮護国家思想や御成敗式目など過去問を十分に参考にできるテーマであった。大問2はワシントン会議を軸とする史料から派生した外交史に関する出題であり、最も一橋日本史らしい大問であった。この分野に関して注力して勉強していた受験生は字数と点数を十分に稼げたと思うが、問2や問3は盲点を突くような出題であり難度は高い。ジュネーブ海軍軍縮会議はややマイナーな知識。そして、教育史に関する大問3は史料の数が膨大であり、加えて史料読み取りを含む問が2つもあり、一橋日本史らしくない。しかも問4は2006年の教育基本法の改正までも射程に入れており、このことを踏まえても、この大問3は今回の模試で最も「攻めた」出題がされた。しかし、過去問のステレオタイプに囚われ、本番になって焦ってパフォーマンスを落とすことは得策ではないため、今後は史料読み取りを含む、より柔軟な出題を想定した勉強をすることが必要になる。日本史に関しては「暗記すべき膨大な論点の中から本番で何が出題されるか(運に近い)」に全てがかかっているため、オープン模試の判定を本番の合格基準に用いることには何ら意味がない。本番までにそのような「運」の要素に頼る部分を少しでも減らし、どの分野からどの角度から問われても自信を持った答案を作成できる域に少しでも近づくため、過去問の内容の会得を前提として、過去問に固執せずに、教科書や他大学の過去問、様々な参考書、インターネットなどを駆使して、幅広い論点をかき集めるような勉強をお勧めする。全体的な難易度に関しては、大問1が問4以外はすべて頭を悩ませるような問題であったこと。また、社会経済史がメインであった2021年の本試と比較して、文化史・社会経済史・政治法制史・外交史などさまざまな角度からの出題が全体的にあり、カバーしなければならぬ知識量が膨大で重いと感じる問題が多かったという点を踏まえて「難化」という評価にした。</p>		

設問別講評			
問題	出題分野・テーマ	設問内容・解答のポイント	難易度
I	悲田院・施薬院、民間への僧侶の働きかけの制限/鎌倉幕府が地頭に担わせた役割/嘉吉の徳政一揆、分一銭/大塩平八郎の乱とその影響力	<p>大問1は、古代から近世にかけての撫民政策を軸とする文章からの出題であった。古代から中世は一橋日本史では比較の出にくい分野であり、しかも入り組んだ問題が多く、近世以降にやまを張っていた受験生は驚いたかもしれない。全体的に難しい問題が多いが、「何も書けない」ような極端な問は無く、仏教史や御成敗式目・室町幕府の財政という比較的一橋としては典型的なテーマが並んだため、過去問を参考にすれば、全く書けなくなるという事態は避けられ、史料読み取りも含め、何とか部分点をかき集められたと思う。しかし、今回の模試の中ではこの大問が最も平均点が低いのではないかと、また、問3に関しては過去問からの類題である。ただ、問4の大塩平八郎の乱だけは正答率はかなり高いと思われる。問1…弱者救済施設は悲田院・施薬院の2つであり、これは古代が苦手であっても何とか書けるレベル。光明皇后は悲田院を設けて孤児・病人を收容し、施薬院を設けて医療にあたらせた。しかし、問題後半部の僧侶個人の民間への直接的な働きかけが少ない理由に関しては、行基が非難されたことで有名な「僧尼令」を思い浮かべることができるが、「当時の仏教の特色」という聞き方は少し難しいのではないかと。ただ、過去問で何度も出題されている「鎮護国家思想」が想起できれば、当時の仏教は民間というよりも国家の安泰を願うものであり、仏教は国家と結びついて国家支配を支えることに利用されていたこと、また、民衆への僧侶の働きかけはややもすれば国家の支配を揺るがす勢力を醸成しかねないという考えがあったことなどを書けるかもしれない。鎮護国家思想については、2014年・1990年に類題がある。古代の仏教史では他に密教(1984年に出題)や浄土教(1984年に出題)も出やすい分野であり、範囲も比較的少ないため、軽く復習しておいた方がよい。上記からもわかるように仏教史に関しては1984年の大問1の過去問を見ると効率よく復習できる。※追記: 解答では「南都仏教は教理研究を重視するもので民衆救済は重視しなかった」と表記があるが、これは日本史用語集にも記述がないもので、この点を解答するのはかなり難しいのではないかと(「日本史の論点 塚原哲也 著 駿台文庫」には南都仏教が教理研究を重視する旨は表記があったが、民衆救済を重視しないとは書いてはいなかった)。やや難。問2…史料読み取りを含む問題。鎌倉幕府が地頭に期待した役割を、御成敗式目の史料から読み取らせる問題。武家社会の慣習である道理の統一性を示し、鎌倉幕府と御家人の果たすべき役割と限界を明示することにより紛争を公正に裁く基準を示すとともに、御家人社会を秩序づけようとした「御成敗式目」については2016年・2011年・2008年というように何度も出題されているため、知識自体はあるはず。御成敗式目制定の背景は、鎌倉幕府で御家人の合議制が整備され、政治についての共通の認識が必要とされていたこと、寛喜の飢饉が発生して社会が混乱していたこと、鎌倉幕府成立の当初は地頭の補任は東国中心であったが、承久の乱以降には畿内・西国に幕府の支配地域が拡大したことにより地頭御家人の在地に対する支配力が拡大して紛争が頻発していたことが挙げられるため、特にこの後半部をヒントに記述する。史料からは「所行の企てはなほだ仁政に背く」という部分を読み取り、地頭御家人自体に領地での「仁政＝支配の公正さ」を委任していたこと、鎌倉幕府の支配末端として地頭が「仁政」を実行することを期待していることが想起できる。土地制度に関しては荘園公領領主と地頭との紛争解決方法である「下地中分」を挙げれば十分であろう。下地中分の絵に執権と連署の花押があることからわかるように、下地中分による紛争解決は鎌倉幕府がバックグラウンドになることで地頭の非法や荘園侵略などを抑制して「支配の公正さ＝仁政」を実現させようとした。このような中分による紛争解決方法により土地自体を折半し、地頭と領主とが土地・住民を分けて完全な支配権を認め合う取り決めをしたことで、地頭は荘園領主と同等の立場において土地・農民を支配し、次第に荘園の支配権は地頭の手に移っていったという点も覚えておくこと。やや難。※追記: 解答を見たところ、上記の観点ではなく、「年貢の徴収と荘園・公領領主への納入」という地頭本来の職務を遂行させることで従来の荘園公領制を維持させようとしたという解答であった。確かに、問題の「土地制度」という条件からは下地中分よりも荘園公領制の方が相応しいのかもしれない。上記の「仁政」の観点は参考程度に見て欲しい。「日本史の論点(塚原哲也 著 駿台文庫)」には、「…これらの施策(地頭補・下地中分のこと。筆者注)がとられるなか、地頭の現地支配権が強まった。この結果、地頭＝御家人が支配権を握る地域(武家領)と、荘園・公領の領主である公家・寺社が支配権を握る地域(本所一円地・寺社本所領)とが並立する状態が出来上がった。荘園制社会が、荘園と国衙領(公領)が並立する荘園公領制から、武家領と本所一円地(寺社本所領)とが並立する体制へと移り始めたのである」という記述がある。問3…室町幕府の認める最初の徳政令である嘉吉の徳政一揆を挙げることは容易だろう。しかし、分一銭に関しては過去問に類題があるものの、1968年と出題が古いことから現役生においては初見の問題であり難しく感じたと思う。また、「徳政令の発布がなぜ幕府の財政悪化を招いたのか」という観点はやや難しい。室町幕府の財政収入の中に土倉役・酒屋役があったこと、徳政令によりそれら高利貸しが打撃を受けたことで課税対象が減少してしまったことを想起することが必要となる。室町幕府の財政収入については2021年に出題があり、そこから想起することもできたかもしれない。また、分一銭については、債務者からの手数料だけでなく、債権者である高利貸しから債権額の5分の1ないし10分の1の手数料が納められた場合には逆に徳政令の適用を免除したことも知っておくこと。また、徳政令に関しては、リード文にあるように、元来為政者が天変地異などが起こる原因を自らの不徳と認識し、受刑者の減刑や困窮者の債務免除などを実施することを意味した「徳政」が、永仁の徳政令以降は、債務破産を意味すると理解され、徳政を無償取戻とする思想が室町期の徳政一揆に大きな影響を与えたことも覚えておくこと。やや難。問4…過去問での出題は無いが、この問が大塩平八郎の乱であることはわかりやすいと思う。簡潔に説明なので、難しく考えずに書く。幕政の直轄の都市大坂で、しかも元と力であり著名な陽明学者であった人物が主謀したことによりその影響は大きかった。幕政担当者はこれを契機に天保の改革に取り組み。生田万の乱などの連鎖反応も生じた。やや易。</p>	難

II

幣原喜重郎/ワシントン会議・ジュネーブ海軍軍縮会議・ロンドン海軍軍縮会議/ 第2次日英同盟の内容/ワシントン会議の背景となる日本の対外膨張/日本の国際的孤立の過程

大問2は、もっとも一橋日本史らしい大問であり、ワシントン会議における幣原喜重郎の回顧録を題材とした本格的な外交史であった。ワシントン会議などの近代の外交史に関しては頻出分野であるから、過去問演習を真面目に取り組んできた受験生は得点のチャンスであったかもしれない。ただ、問題自体は過去問の内容をそのまま使用できるものは問4のみで、他は知識を組み替えて解答しなければならない問題がほとんどである。問1…幣原喜重郎である。やや細かい知識だが、ワシントン会議関連の問題は一橋日本史では必須事項であり過去問でも何度も出題されている(2011年・1992年)ため、しっかりと対策をして書けた受験生は多かったのではないかと推察される。問2…ワシントン会議・ジュネーブ海軍軍縮会議・ロンドン海軍軍縮会議の3つについて、軍艦建造・日本の保有率に主軸を置いて書くもので、見た目に反してかなり書きにかけたのではないかと推察される。ワシントン体制や四ヶ国条約・九ヶ国条約・統帥権干犯問題についての知識は過去問で十分付くと推察されるが、保有率について具体的に問われることは盲点だったかもしれない。また、ジュネーブ海軍軍縮会議は過去問にも見られず、やや細かい知識で思いつかなかった受験生も多かったと思う。ただ、ワシントン会議が「主力艦」について、ロンドン海軍軍縮会議が「補助艦」についての会議だったことを知っていれば、何とか形にはなりそうである。また、この間では内容に関しての条件があることから、ワシントン会議での四ヶ国条約や九ヶ国条約、統帥権干犯問題について詳細に書く必要は全くないし、書かなくても構わない。ワシントン会議では、主力艦(戦艦・巡洋戦艦)建造を10年間停止し、保有比率を英・米各5、日3、仏・伊各1.67と定めた。ジュネーブ海軍軍縮会議は補助艦艇の制限についての会議であったが、折り合いがつかずに失敗した。ロンドン海軍軍縮会議では、主力艦の保有制限及び建造禁止を1936年まで延長させ(5年の延長)、米・英・日の「補助艦(巡洋艦・駆逐艦・潜水艦)」保有量を、全体でおおよそ10:10:7(6.975→当初は対英米7割を希望したが、アメリカの要望に応じて0.025割を削った妥協案)、大型巡洋艦は10:10:6とすること、などにより制限した。しかし、海軍部内はかねてから「対米7割」の保有量を主張していた。細かな数値を覚えている必要があり難しい。難問。問3…第二次日英同盟の内容を具体的に説明させる問題で、かなり難易度は高い。日英同盟の内容を詳細に覚えていた受験生はかなり少ないのではないかと推察される。これを機に日露協約・日英同盟・日韓協約の3つの変遷について各々復習しておきたい。第1次日英同盟調印時の日本側代表者は林董であり、両国が清・韓国における利益の相互尊重を認め、締約国の一方が他国と交戦の時は他方は厳正中立、他国が2国以上の時は参戦するというもの。第2次日英同盟では、同盟の適用地域が東アジアおよびインドと拡大されてインドにおけるイギリスの、朝鮮(大韓帝国)における日本の優越権(韓国保護権)をそれぞれ認め、また同盟義務も第三国から攻撃された場合は相互に軍事的援助の義務を負うという本格的な軍事同盟に深化した。特に下線部については必ず覚えておくこと。「日本の韓国保護国化を列強が保障したものとみなせる3つの国際的取り決めは何か」という論点を聞かれたら、ポーツマス条約や桂・タフト協定とともに第2次日英同盟を答えられるようにしておきたい。問4…ワシントン会議を開催する背景となった第一次世界大戦期の日本の対外膨張を問う問題で、2013年第2問の問4がそのまま使えるラッキー問題。過去問演習を積んでいる受験生は質の高い解答を作れたはずである。問題には「極東及び太平洋」とあるため、山東省の青島だけでなくドイツ領南洋諸島の軍事占領にも言及すること。また、二十一カ条の要求は忘れてはならない。なぜなら、当時の日本の第一次世界大戦における極東進出は二十一カ条要求こそが目的であり、それを実行して返還期限が迫っていた満州権益の租借期限延長を実現させようとしていたからである。その外交手段・取引材料が山東半島であった。日本はポーツマス条約でロシアから遼東半島の租借権や南満州鉄道の経営権などを継承したが、遼東半島に関しては1923年、南満州鉄道に関しては1939年に返還期限が設定されており、それ以降の租借期限延長は保障されていないなど、満州権益は不安定であったから、その問題を解決しようとしたのである。また、二十一カ条要求の内容についても2005年などに問題があるため、必ず押さえておくこと。1号…山東省ドイツ権益の継承、2号…南満州・東部内モンゴルの強化・延長、3号…漢冶萍公司の日中合弁化・4号…沿岸の港湾・島嶼を外国に譲与・貸与しないことなどを要求した。ただ、米英の反発を招いて態度を硬化させたのは上記ではなく5号の内容であった。希望条項として、日本人の政治・財政・警察顧問の招聘、日本の兵器受給などの要求などを定めた5号が当初秘匿とされたため、米・英などの列国は態度を硬化させた。その要求が、列国の既得権に抵触するのみならず、中国への内政干渉的な内容を含み、「領土保全」・「機会均等」・「門戸開放」といった、それまで日本を含む列強間で確認されてきた中国に関する原則に反すると考えられたからである。具体的にはイギリスは日英同盟に、アメリカは高平・ルート協定に反するとして、交渉妥結後にはブライアン國務長官の名前で覚書を発表して交渉の結果全体を否認する姿勢をとった。標準。問5…ワシントン体制以降に日本が国際社会から孤立していった経緯を問うている。満州事変を起点として、国際連盟からの脱退、ワシントン海軍軍縮条約、ロンドン海軍軍縮条約の失効、日中戦争における日本の南進政策に対するアメリカによる日米通商航海条約の破棄、日米の経済断交を書けば十分であろう。皮肉にもロンドン海軍軍縮条約による国際的軍事力均衡の状況が、関東軍に満州事変を起こすインセンティブを与えてしまったことも知っておくと役に立つ。満州事変のなかで関東軍が建国した満州国に対し、国際連盟はリットン調査団の報告書に基づき、住民による自発的な建国とは認めなかった。ただ、リットン調査団は満州に中国の主権下に自治政府を作り、治安を守るため少数の憲兵隊を置いて、それ以外の軍隊は撤廃することなども提案したことも知っておくと良い。結局、アメリカが侵略の結果を承認しないとするとスティムソン・ドクトリンを発表しただけで、日本の侵略行動を事実上黙認したものの、総会において日本に対する撤兵勧告案が42対1で可決されると、日本代表の松岡洋右は総会を退場し、1933年に日本は国際連盟脱退を通告した。その後の日本とアメリカの関係の推移・経済断交は一橋日本史の必須事項であり、2013年・2003年・1993年・1991年に問題があるので要注意。標準。

やや難

Ⅲ

寺子屋と近代学校の教育の比較 /1900年の小学校令の改正/ 自由教育運動/教育基本法制定時の 理念と、安倍内閣における教育基本法の改正

教育史を軸とした大問3は今回の模試で最も目を引く＝珍しい出題構成である。それは、史料の数が膨大であり、かつ珍しい史料読み取り問題があること、「絵」の史料があること、問1に一部近世の問題が含まれていること、問4の内容が現代の範囲に入るものであること4つに集約される。しかし、「講評」の繰り返しであるが、2020年の本試の大問1のような混乱をきたすことが無いように絵の史料から読み取れることは問1の問題分に明示してあるゆえ、かなり親切丁寧に作成された問題であると言える（一方では、それではあまり絵を掲載する意義も薄れるが）。全体的に鬼問の類は無いため、しっかりと知識をつけていた受験生はあまり苦慮する必要は無かつたかもしれない。しかも、問3の赤い鳥と自由教育運動については最近の2019年の本試の大問2の問2の刷り直しに近い問題であり、現役生でも問題なく解けた受験生も多かったのではないかと推測される。本番で出題されなければ自由教育運動は雑問の類に入るのであろうが、いざ過去問となってしまうと典型的問題へと変貌する良い例である。問1…寺子屋と明治初期の近代学校の教育形態を比較する問題である。「教育目的・先生のあり方・教授法の特徴」という風に条件がかなり厳密に書いてあり、自由度が低い反面、答案の方向性は立てやすい。ただ、その条件がかなり厄介で見た目以上に難易度を上昇させており、1995年に出題がある寺子屋はともかく近代学校における教育形態というのはあまり問われないであろうから、正確な解答を満足に書けた受験生は少ないのではないかと推測される。寺子屋の教育目的は身分を問わない一般庶民の子女への実用的な教育、先生は村役人や僧侶・神職で、教授法の特徴は個別別・主体的であったこと、明治初期の近代学校の教育目的は「学制」やその序文の「被仰出書」に現われているように義務教育による画一的な学校制度の整備、実学を強調する個人主義・功利主義的な理念・国民哲学の精神・教育の機会均等など、先生は主に外国人教師、教授法は一方的・画一的であったこと等を挙げればよいと思われる。ただ、この問題の教授法の特徴については、知識というよりも問1の問題分の前半に記述がある「学ぶ側と教える側の比重の相違」を参考にし、類に類は非か無かつたと思われる。教育史に関しては、2014年・2008年・1982年の過去問が参考になる。【難】※追加：上記では近代学校の先生のあり方を外国人教師としたが、外国人教師による授業は主に高等教育において行われていたようである。史料の絵を見ると、近代学校とは主に小学校のことを指しているようであり、それを踏まえると、外国人教師は適切ではなく、解答にあるように東京師範学校などで養成された小学校教員とするのが適切であった。問2…初等教育の拡大普及の点から、1900年の小学校令の改正による義務教育の無償化について簡潔に書けばよい。ただ、小学校令の変遷について知らないといふと1900年という年代のみからそれを判断するのは難しいかもしれない。明治中期に小学校令の中の小学校令で尋常小学校の3～4年を義務教育と定められていたが、1900年に改正されて義務教育が尋常小学校の4年に統一され、日清戦争の賠償金をもとにして義務教育が無償化されると女子の就学率も上昇した。日露戦争後にはさらに改正され、義務教育が6年に延長され、明治末年には男女の就学率がほぼ100%に達した。【標準】問3…自由教育運動について、史料も参考しながら説明すればよい。本来ならば雑問に該当する問題であろうが、直近の2019年にほぼ同じ問題が本試で出され、過去問をやり始めた現役生でも十分対応できた可能性を踏まえると、相対的には標準レベルである。また、今回は史料を参考にできることから、2019年の本試の大問2の問2にヒントが与えられたようなものであり、十分対応できた受験生も多かったはず。自由教育運動とは、従来の画一的で型にはめられたような教育のスタイルから、子どもの関心や感動を中心に、より自由で生き生きとした教育体験の創造を目指すとする運動であり、大正デモクラシーの風潮を追い風にして広まった。具体的には、鈴木三重吉らの『赤い鳥』、ドルトンプラン、生活綴方教育などがある。綴方教育運動とは、子どもたち自身に、生活上の出来事や、それに関わる思考や感情を作文に素直に綴らせることで、その作品をみんなで見つめて検討する作文指導を通じて、生活現実のリアルな認識や文章表現力、主体性などを育てることをめざす教育法。【標準】問4…「教育基本法」について、制定時の理念と第1次安倍内閣による改正の内容を問う問題。教育の民主化に関する改革については2010年大問3の問4に類似があり、これをそのまま引用すればよい。また、ここでも史料がヒントになっているために難易度は下がっている。「教育基本法」の制定により、個人の尊厳の尊重を理念に掲げ、教育の機会均等や男女共学の原則、義務教育9年制が規定された。なお、その他の教育民主化については「学校教育法」により旧来の複線型の教育体系に代わって六・三・三・四制による単線型の教育体系が採用され、各地方自治体ごとに公選による教育委員会が設置され、旧来の文部省による中央集権的な教育行政が排除されて教育行政の地方分権化が図られたこと、国家が作成する国定教科書制度から、学習指導要領に基づいて民間で作成されたものを文部省が検定する検定教科書制度に変更されたことも押さえておくこと。ただ、鳩山一郎内閣の逆コースにより、教育委員会法は改正されて委員選出が公選制から自治体による任命制に変更された。次に2006年の改正であるが、これは誰も予期していなかった出題であろう。2021年の本試の大問3の男女雇用機会均等法の問題やマドンナ旋風の問題に出くわした感覚に近いかもしれない。一橋日本史では最も現代に近い新しい年代の問題は2016年に出題された細川護国内閣による選挙制度の変更の問題であるから、それよりもなお新しい問題で、まさか身近な安倍晋三の第1次内閣の政策が出るとは思われないだろう。知らなくても何ら問題は無いと思うが、それを考慮してか親切にも資料というヒントが用意されてあるため、史料から愛国心について読み取ることができれば何とか書ききけることはできたか。第一次安倍内閣は、戦後レジームからの脱却による「美しい国」づくりを訴え、愛国心に力点を置いて「教育基本法」を改正して内閣に教育再生会議を設置した。また、防衛庁の省昇格を実現させ、憲法改正の法的手続きの下準備となる「国民投票法」も成立させた。【標準】

標準